小田原市報
才75号
発行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人
浦　寅松
定価　一部　三円

六月市議会定例会

議長に山橋氏

副議長に真壁氏決まる

六月市議会定例会は、六月十六日招集されました。

午後一時三十一分開会、会期を一日と定め、先ず市会議案第六十九号及び市会議案等七十号「専決処分の承認について」を一括上程し市長の提案理由の説明があつた後原案の通り承認し、次に市会議案第七十一号「昭和三十一年度小田原市歳入歳出追加更正予算」から市会議案第七十九号「不動産の取得並びに交換の交更について」までの九件を一括上程、市長からそれぞれ提案理由の説明があつて慎重審議の結果、何れも原案の通り可決確定いたしました。

更に市会議案第八十号「市道路線の認定について」及び市会議案第八十一号「市道路線の変更認定について」を一括上程し、原案の通り可決確定となりました。

市会議案第八十二号「小田原市国民健康保険運営協議会委員の委嘱について」は、原案の通り次の諸氏を委員に委嘱することに決定しました。

◇被保険者代表
早川二五八番地　太田丑五郎
山王原二八〇番地　佐野　泰孝
下堀一五二番地　杉山　高光
◇医師、歯科医師、薬剤師代表
新玉二ノ二三五番地　桑原俊三
万年四ノ五七三番地　岡村俊彦
万年四ノ六五八番地　藤本昭義
国府津一、四五三番地新村三郎
◇公益代表
西大友五一六番地　松島　緑郎
緑二ノ一五三番地　金野　正房
堀の内一九六番地　平塚　善治

また市会選第三号「小田原市外二ケ町組合議会議員の選挙について」は、指名推せんの方法により鬼柳二十番地杉崎熊太郎氏が当選決定しました。

以上をもつて一般議事を議了し、山橋議長は長谷川副議長と議長席を交替した後、「申合せの任期も満了したのでこの際辞職いたしたいのでお認め願いたい」と述べました。そこで日程を追加し議長の辞職願を議題に供し、願出の通りこれを許可し、次いで議長選挙に入り投票の結果、山橋議員十八票長谷川議員十七票で山橋議員が議長に再選されました。

再び山橋議長が議長席につき長谷川副議長からの辞職願を議題に供し、願出の通りこれを許可。次に副議長の選挙を行い真壁議員十八票、原（吉）議員十七票の結果、真壁議員が副議長に当選しました

以上をもつて議事を全部議了し午後八時十八分閉会いたしました

提出案件

（昭和三一、六、一六）

議案69　専決処分の承認について（一般会計繰上充用）
議案70　専決処分の承認について（国保会計繰上充用）
議案71　昭和三十一年度小田原市歳入歳出追加更正予算
議案72　昭和三十一年度小田原市水道事業費歳入歳出追加予算
議案73　昭和三十一年度小田原市厚生年金保険積立金還元融資転貸住宅事業費歳入歳出追加予算
議案74　昭和三十一年度小田原市国民健康保険直営診療施設事業費歳入歳出追加更正予算
議案75　小田原市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
議案76　小田原市山羊人工授精手数料条例
議案77　漁港施設の譲受けについて（江之浦漁港）
議案78　予算外義務負担について
議案79　不動産の取得並びに交換の変更について
議案80　市道路線の認定について
議案81　市道路線の変更認定について
議案82　小田原市国民健康保険運営協議会委員の委嘱について
選3　小田原市外二ケ町組合議会議員の選挙について
追加
選4　議長の選挙について
選5　副議長の選挙について

新しい村つくり

新農山漁村建設総合対策について

本年四月六日政府は閣議において「新農山漁村建設総合対策要綱」決定いたしました。この要綱に基いて今後「新しい村づくり」が行われて行くのでありますが、この「新しい村づくり」と言うのはおよそ次のとおりのものであります。

先ずこの対策の主眼は、最近における内外諸情勢の急激な変化に対処してわが国の自立経済の達成をはかるための施策であり、これにより農山漁村の生産力を高め、農山漁家経済の安定を図ろうとするものであります。

又、これはさしあたり昭和三十一年度から五カ年を目途として対策が講ぜられるものでありますがその措置としては、適地適産を基調とした総合的な振興計画に基いてそれぞれの農林漁業地域を開発整備し発展させて行こうとするものであります。

さて、この農林漁業地域と言うのは、この事業の実施の対象となる単位であり、必ずしも行政区域と一致しなくてもよく、農林漁業上の諸条件その他自然的、社会的経済的諸条件等を考慮し、知事が「県農山漁村振興対策審議会」の意見を聞いて設定するものであります。

国ではこの地域をおよそ五〇〇〇地域とし、昭和三十一年度においては全国で九〇〇地域を指定しうち五〇〇地域で実施するよう計画しております。なお、本県では本年度一〇乃至一一の地域で実施される予定であります。

次に、この農林漁業地域の振興を図るため、地域の農山漁民の自主的な総意に基いて「振興計画」が樹立されなければなりませんが、この計画の樹立と推進には、各農林漁業地域ごとに自主的に設けられる「農山漁村振興協議会」が当ります。この協議会は地域の実情に応じ関係市町村や農業委員会農林漁業団体、部落団体、青年婦人組織の代表者、学識経験者等により組織されるものであります。

そして、この計画の実施はその事業の種類に応じて市町村、農業委員会、各農林漁業団体、青年婦人組織等が、それぞれ分担して村づくりに当ることになつており、又、この計画の樹立と実施を促進するため、従来主として市町村段階を対象として交付されていた補助金の外、新たに特別助成の措置が講ぜられております。

なお、これら事業の計画並びに実施に際しては中堅青年の創意と旺盛な推進力が期待されております。

以上がこの対策の概略でありますが、当市におきましてもこの趣旨にそい、去る五月二十八日栢山の尊徳記念館において農林省官房総合開発課狩野事務官、神奈川県農政課下田主事及び山川主事を招き、当対策の説明会を開催いたしました。

当日は市内の農業、林業、漁業関係の各役員及び青年団産業部長等が出席され、各講師の説明終了後、活発な質疑応答が交されました。

その後これら受講者及び市当局の指導により、この事業の趣旨は漸次末端組織に滲透し、農林漁家のこの事業に対する意欲も盛りあがりつつあります。

最後にこの新農山漁村建設の事業が円滑に推進されるためには、どうしても農山漁家の方々個々の自覚と努力にまたなければなりませんので、この事業の趣旨を御理解下され全面的に御協力下さるようお願いいたします。

赤字解消は「自主再建」で

地方財政再建促進特別措置法に対する本市の方針決まる

昭和二十九年度末において、累計額一億三千七十万円の実質赤字を生じた本市の財政を如何にして再建するかは当面の大きな問題であり、このために昨年十二月二十九日公布施行せられた地方財政再建促進特別措置法（以下再建法という）の適用を受けるか否かについては、かねてから慎重なる検討が続けられておりましたが、去る五月二十三日開会の市議会全員協議会において再建法の適用を受けず自主再建でゆく方針が決定されました。

本市の赤字の内容を見るとその大部分が所謂消費的経費から生じたものでなく、投資的経費によつて生じたものであり、最近その「投資」の成果が、市行政の各面に現われて来ている現状から自主再建が可能であるとの見通しが立つたわけであります。即ち、

①かつて税金の伸びが比較的少いといわれた本市市民の総合担税力が最近著しく増大してきたこと

②昭和三十年度（現年度分）税金徴収率九八、五二%、国民健康保険保険料徴収率（現年度分）九六、九二%という驚異的成績で全国最優位を示し、市政の運営が円滑化していること

③昭和三十年度中において各種公共事業の実施、国体の開催等相当の事業を遂行したにもかかわらず単年度に約一千七百万円の黒字を出したこと

④国の地方財政再建の諸施策が具体化したこと

⑤一方再建法の適用を受けた場合国の各種制約が相当に厳しくなり、市の自主性に重大な影響のあること

等を充分検討考慮した結果、概ね五カ年間にわたる自主再建計画を樹立し、徒らに消極的におちいることなく自力をもつて赤字解消に努力することになつたのであります。

しかしながら自主再建の場合においても相当の覚悟をもつて臨まなければならないことは勿論であり今後五カ年計画につき市議会の議決を経、自治庁の確認を得てこれを誠実に実行してゆかなければならないので、市民各位におかれても一層これに御協力下さるようお願いいたします。

小田原市消防署

川東分署設置さる

火災専用電話は国府津四五〇番

新装なつた川東分署

市では、かねて国府津二、四九三番地に建設中（工事概要既報）の川東分署庁舎及び望楼が完成したので、消防署設置規程の一部改正を行い、六月一日から川東分署を設置するとともに直ちに消防車二台と分署長以下十七名の職員を配置し、川東地区一帯の消防に万全を期することになりました。

今回の消防署設置規程の一部改正に伴い同分署の受持区域は国府津酒匂、下府中、豊川、上府中、下曽我及び曽我の各地区となり、従来の市消防署足柄出張所は昇格して分署となり、足柄及び桜井の両地区を受持つことになりました。

なお川東分署には、火災専用電話として国府津局四五〇番のほかに市消防本部直通の電話の施設もあります。

川東分署の竣工式行わる

新装なつた川東分署の竣工式は、六月二十三日午前十時から同分署において鈴木市長はじめ関係者約百名出席のもとに行われました。式は、先ず二見市消防本部次長の開式の辞にはじまり、荻窪市消防本部長の建設経過報告、市長の式辞などがあつた後、飯沼川東分署消防後援会長から放送施設、風速計、蓄電池及び充電器などの目録を市長に寄贈し、市長から同後援会に、消防本部長から同会員全員に対してそれぞれ感謝状が贈呈されました。引続いて田中県消防課長（県知事代理）、真壁市議会副議長（議長代理）、金野消防常任委員長、高橋小田原警察署長及び渡辺市消防団長からの祝辞、飯沼後援会長の挨拶、消防本部長の謝辞、分署長の紹介などがあつて、式は盛会裡に終了いたしました。

竣工式における鈴木市長の挨拶

新しく都市計画税が設けられました

こんど地方税法の改正によつて新しく都市計画税が設けられました。

この税金は、都市計画法にもとずいて行われる道路、河川、港湾水道、広場、公園、緑地帯その他公共事業の費用に使われるもので都市計画地域内にある土地家屋の所有者が納税義務者となります。

当市の都市計画区域は、現在のところ本年四月一日に合併した曽我地区を除いた全地域となつておりますので、同地域内にある土地家屋等の固定資産はすべて本税が課税されます。

ただし、将来曽我地区も都市計画区域として指定を受けた場合には同様に課税されることになります。

課税標準額は土地家屋の評価額で、税率はこの課税標準額の百分の〇、二です（但し昭和三十一年度については百分の〇、一五）

この税金は固定資産税とあわせて賦課徴収することになつておりますので、本年度は固定資産税第二期分（七月）、第三期分（十一月）第四期分（二月）と同期に固定資産税と合算して徴税令書が発付されます。

建設だより

◇谷津脇線道路改良工事

市内谷津五十八番地先から荻窪一八六番地先までの小田原少年院横小田急線側道路を延長二百米にわたつて土留石垣工事を行うもので、工事概要は次の通りであります。

土留石垣三四五、六平方米
L型側溝延長二五二、五米（コンクリート）
工事費七十七万円、六月八日着工、七月三十一日完成の予定

五月競輪の成績

五月競輪は、市営第二回競輪として五月二十五日から六日制をもつて施行いたしましたが、第一日は雨にもかかわらず決行、第六日は雨のため延期と何れも悪天候にわざわいされ、売上成績七千九百九十四万五千二百円で惜しいところで、八千万に達しませんでしたが純益見込額は八百四十六万円で案外よい成績でした。

国連クイズ懸賞募集

日本国際連合協会県本部及び同小田原支部では、国連憲章調印記念行事として、国連及び国際問題に対する正しい理解を深めるため左記により国連クイズの懸賞募集を行うことになりました。

市内の中学校、高等学校生徒の皆さん奮つて応募して下さい。

問題
A国連に加盟している国は現在何カ国ですか
B国連の「世界こどもの日」日本は何月何日ですか
C国連に対する要務を担当するため国連日本代表として大使がニューヨークに駐在していますが誰ですか

応募規定
①応募資格
小田原市内の中学校、高等学校の生徒
②解答用紙と記載事項
官製はがきにA……B……C……と解答し、住所、学校名学年、氏名を記す。
③送り先
小田原市役所内日本国際連合協会県本部小田原支部あて、
④締切
七月三十一日（当日の消印のあるものは有効）
⑤記念品
正解者（三題全部）の中から抽せんにより一〇〇名に記念品を贈呈する。
⑥当選発表
当選者には記念品を発送すると共に八月二十五日発行の市報に氏名発表

投票日 7月8日 午前7時から午後6時まで

参議院議員通常選挙

投票用紙　全国区 赤　地方区 黒

〝よく聞き よく見て よく選べ〟

小田原市選挙管理委員会
小田原市公明選挙運動推進委員会

赤ちゃんコンクール

健康優良児表彰さる

県五名、市四十名

昭和三十一年度赤ちゃんコンクールは、児童福祉週間中の行事として市主催、市医師会、同歯科医師会、同助産婦会等の後援のもとに四月二日から五月二日までの一カ月間にわたり、春季乳幼児一斉検診をかねて市内各地区で実施されました。

参加者は一〇四六名の多きに達しましたが、五月二日行われた審査の結果、健康優良児候補者五十三名が選出され、うち二十八名が市代表として県赤ちゃんコンクールに出場いたしましたところ五名が入選し、五月十八日栄ある県知事賞を獲得いたしました。引続いて五月十九日残り四十八名に対し、厳密なる審査が行われ、四十名の小田原市赤ちゃんコンクール入選者が決定され、五月三十一日午前十時から中央公民館でその表彰式が行われました。入選者には、市長優良児賞、市医師会長賞、同薬仁会長賞、同助産婦会長賞、小田原乳児保護会長賞並びに副賞として玩具がそれぞれ授与されました。

なお育児に効果をあげたお母さん方には、市長努力賞としてビニール製の手提袋が贈られました。県及び市表彰者は次の通りであります。

◇県表彰者

五十嵐良宏（万年）塩海正之（十字）　小泉輝美（早川）　石川宏（鴨宮）　新井成昭（酒匂）

◇市表彰者

近藤温津子（緑）本多高弘（新玉）桐山一美（新玉）高橋清和（新玉）山本忠典（万年）村越昇（万年）井上幸子（万年）飯田宣志（幸）相沢知行（幸）湯川俊則（幸）向田昌子（幸）野地恵津子（十字）荘司千栄子（十字）平山祐子（十字）杉山泰子（十字）松井良子（今井）大庭幸代（谷津）鈴木信行（池上）日比谷一親（多古）府川亮一（多古）高橋康彦（蓮正寺）小泉保雄（久野）宮崎仁（久野）杉崎秀子（久野）渡辺俊哉（板橋）竹井京二（早川）藤政智子（早川）杉崎さつき（鴨宮）斉藤陽子（鴨宮）村山照幸（桑原）穂坂茂（曽我別所）柳川栄子（曽我岸）山本好孝（国府津）諏訪部恵理子（国府津）内田誠（酒匂）伊藤淳子（酒匂）佐々木千里（酒匂）田代真寿美（酒匂）伊藤美津枝（酒匂）武井清子（小八幡）

写真は赤ちゃんコンクール表彰式

昭和三十年度の市税収入歩合九七、二八%

昭和三十年度の市税徴収成績は調定額に対し実に九七、二八%という驚異的な好成績をおさめました。この成績は、昨年度に比し〇、九三%の上昇を示し、全国においても極めて優秀な成績であります。これはひとえに市民各位の納税に対する御理解と、各納税貯蓄組合の御協力の結果と深く感謝いたしております。

市は納税者各位の納税の円滑化をはかるため、納税貯蓄組合の設立未加入者の加入促進を奨励いたしておりますが未だ組合に加入されていない方は、是非近くの組合に加入するか、新たに組合を設立して納税されるようお願いいたします。

みかんの早期摘果を実施いたしましょう

今年はみかんがなり過ぎていますので、このままでおくと来年はいわゆる違い年となって極く少ししか実がならなくなり所謂隔年結果となります。

一家総出で摘果し、今年は立派な品質のみかんを収獲し、来年も又よいみかんをならせましょう。

一、摘果の目的

摘果（花）は結果量と樹勢の均衡をはかり、隔年結果を防ぐための重要な作業です。今までのようになるにまかせた栽培では、如何に施肥や剪定に苦心しても、毎年結果させることは出来ません。又不良果を摘果することによって残った果実は外観肉質共にすぐれ長期貯蔵にも堪えるようになります。

二、摘果の適期

（第一図参照）

みかんの生理的落果は、六月中下旬に最も多いので摘果は七月上中旬が最適期ですが、労力の配分上一回で完全に摘果出来ないときは、八月下旬までに漸次摘果して下さい。

三、摘果の要領

（第二図参照）

1　隔年結果防止の方法

葉数と果実数の均衡をはかることが必要で、樹齢や土質、肥料等によって多少の違いはありますが、葉二十五枚に一個の割合でならせることが一応の標準となっています。

（第一表参照）

2　品質向上の方法

奇型果、病虫被害果、日蔭の小粒果等の不良果を摘除します、

第一図　みかんの自然落果（花）　波相

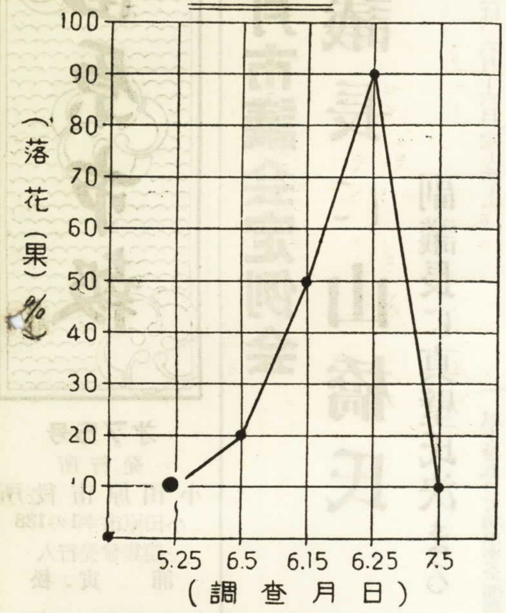

根府川試験地調査による

（第一表）　葉数と翌年の結実に及ぼす影響（根府川試験地調査）

	区別	秋期収穫果収量（平均果重）	翌年の結実量
蜜柑一個に対して	10枚	32貫450（16.5匁）	9貫050
	15枚	29貫600（20.7匁）	13貫200
	20枚	27貫000（22.8匁）	8貫400
	25枚	2[illegible]貫800（26.9匁）	22貫700

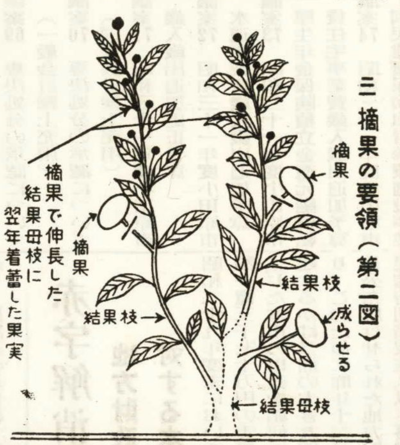

第二図

摘果と枝梢の伸長結実との関係

七月一日現在で商業調査と就業構造基本調査実施さる

◇商業調査

来る七月一日現在をもって、指定統計第二十三号で、全国一斉に商業調査が実施されます。この調査はわが国における商業者を確実に把握して、商業者の分布あるいはその活動状況の実態を明らかにし、わが国の商工行政上の基礎資料とするものであります。

調査の対象となるものは、一定の場所をもち、主として卸売または小売業（物品の仕入販売、製造小売、および物品売買の代理または仲立）を営んでいる商店であります。

調査の方法は、先ず調査対象を完全に把握するため準備調査が行われ、甲、乙の両調査に区分いたします。甲調査とは、法人組織の商店および個人商店で常用労働者を使用している商店について業者自ら所定の事項を自分で記入する方法で調査されます。また乙調査とは、個人商店で常用労働者を使用していない商店について、業者自ら所定の事項を記入して調査されます。

主なる調査項目は次の通りであります。

商店名、商店所在地、商店の本支店別、商店の開設年、経営組織業態、業名、売場面積、事業主の前歴、従業者数、資金借入先、商品仕入先、商品の仕入および販売方法、商品販売額、商品販売額の販売先別割合、商品手持額、手数料その他のサービス料の収入額、営業支出額、中小企業等協同組合加入の有無。

◇就業構造基本調査

この調査も来る七月一日現在で行われる指定統計第八十七号の調査であります。調査の目的は、現在のわが国にとってもっとも重要な就業や失業の実態を全国および都道府県別に明らかにするための調査であって、その結果はこれらの問題に対する国の施策の基本的資料となるものであります。

調査される世帯は、昭和三十年国勢調査区のうちから総理府統計局長が定めた方法で、本市全区域の四六三調査区の中から十六の国勢調査区が指定され、更にそのうちから若干の世帯が抽出され、十六人の調査員によって調査されます。

調査の方法は、調査員が各世帯主に対して先ず世帯票を用い質問記入し、更に十四歳以上の各世帯員について、仕事をもっている者は個人票甲を用い、仕事をもってないものには個人票乙を用いて各人がそれぞれ記入して申告することになっております。

主なる調査項目は次の通りであります。

◎十四歳以上の世帯員について

○氏名、世帯主との続柄、男女の別、生年月日、配偶関係、就業不就業の別。

○従業先の名称、組織および事業の種類、従業先での仕事の種類および従業上の地位、ならびにこれらに付随する事項。

○転職、追加就業または新就職希望の有無および希望の理由、求職活動の有無および求職方法。

○過去一カ年間の転職、離職、新就職の有無および理由、入職方法および前職に関する事項。

○就業時間または就業日数。

○収入または収益。

○社会保険加入状況。

◎世帯について

○十四歳未満の世帯員の男女別数

○世帯の総収入。

以上これら二つの調査は、統計法並びに各統計調査規則によって調査対象者に申告の義務が課せられており、また提出された各調査票は徴税、資材の割当その他個々の事業所の利害に関するような目的には使用されませんので市民各位の御協力をお願いいたします。なお各調査内容は複雑しておりますので、不明な点は調査員、または直接市の統計係へお尋ね下さい。

青年団指導者講習会開催のお知らせ

教育委員会と小田原市青年団連盟が共同で、青年団指導者講習会を左記によって開催することになりました。

市街地でこれから青年団体を組織しようとする方、又は既に団体は組織されているが、もっと活溌に運動を展開してゆこうとする団体の指導者は、詳細を教育委員会社会教育課へお問い合せの上、是非御参加下さるようお知らせ致します。

一　主催　小田原市教育委員会
　　　　　小田原市青年団連盟

二　目的　青年団が古いものから新しいものへ脱皮してゆくためには、青年団の正しい現状分析と、立派な指導者の養成が必要であります。そこで、これから単位団において活躍していただく指導者を養成し、活溌な運動を展開するために、この講習会を開きます。

三　期日　六月三十日、七月一日（一泊二日）

四　会場　尊徳記念館（富水駅下車北へ七分）

五　人員　各単位団男、女各二名

六　会費　一人弐百円也

七　携帯品　米五合（但し三食分）、三十日の昼食、筆記用具、洗面具

八　講師　農村漁村文化協会常任理事　波江　虔
県教育委員会　志熊敦子
日本青年団協議会副会長　穂坂正人
小田原市図書館長　石井富之助
小田原市教育委員会社会体育係長　安井常助

7月
小田原競輪
25 26 27
28 29 30
発走 12時
主催 小田原市

『けし』の栽培は禁止されている

最近観賞用として「けし」（パパヴェル、ソムニフエルム、エル）を栽培している御家庭が市内各所で見受けられます。けしは「あへん法」により栽培が禁止されておりますのでお作りにならぬよう特に御注意下さい。なお「ひなげし」（虞美人草）「おにげし」の栽培は差支えないことになっております。

栽培禁止　けし

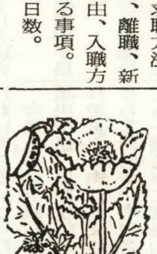

栽培可　ひなげし

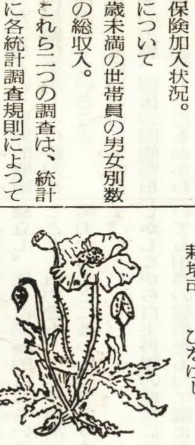

栽培可　おにげし

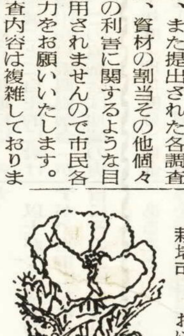

小田原の歴史（8）

小田原市教育研究所

一、小田原の大森氏（続）

大森頼明の子二代頼春の時、鎌倉の管領家に争いがおこりました管領の下に執事という職がありましたが、執事の上杉氏憲（禅秀）が管領足利持氏と争い、持氏は難をのがれて大森氏に救いを求めてきました。この時頼春は管領に味方し、持氏を助けましたが、土肥、土屋の一族は上杉家に味方しました。後、氏憲は破られて、管領持氏は鎌倉に帰りました。土肥十屋は上杉方に味方したので、領地をとり上げられ、その地は大森氏に与えられました。この乱（上杉禅秀の乱）によって大森氏の勢力は箱根の東のふもとから、酒匂平野にまで及びました。

永享九年（一四三七）頼春の子三代憲頼は、河村氏と戦ってこれを滅ぼし、足柄の地に勢いを伸しはじめました。しかし憲頼は父に先だって早くなくなったので、弟氏頼があとをついで四代の城主となりました。

氏頼は、小田原の大森六代の中で、最もすぐれた人物であるといわれています。氏頼が城主となったのは、応仁元年（一四六七）で明応三年（一四九四）になくなるまでの約三十年間は、大森氏の勢いが一番盛んな時でした。その領地は、駿河の駿東郡地方から、足柄上、下二郡にわたり、相模川の西には大森氏に敵するものがなく南関東の大切な場所を守って、その名を世に知られるようになりました。氏頼のころは、しばらくの間、この地方はおだやかでした

氏頼は文芸に志ざし、仏教を信じて、これをひろめることに力をつくしました。

大森氏が小田原に城を築いて移り住んだのは、氏頼の子五代実頼実頼の弟六代藤頼の前後二十年位の間であろうといわれています。

小田原に移るまでには、春日山城から南に進んで岩原城などを築いていますから、春日山城からだんだん南に移って、小田原にはいったもののようです。

そのころ、駿河の興国寺城には伊勢新九郎長氏がいました。長氏は駿河の今川氏に従い、後、伊豆の堀越公方を滅して韮山城によりだんだん勢いが盛んになっていきました。鎌倉の管領家が争って、関東が乱れているようすを見た長氏は、関東に攻めいるよりどころとして、小田原城を攻めとろうと考えていました。長氏も、氏頼がじようぶでいる間は、どうすることもできませんでした。明応三年氏頼がなくなると、長氏は小田を攻める計画を進めました。先ずしきりに藤頼に親しく交りを求めました。明応四年長氏はついに藤頼をあざむき、「箱根山中で鹿狩をさせてもらいたい」、といって兵に猟師のなりをさせ、急に小田原に攻め入って城をおとしいれてしまいました。戦に敗れた藤頼は中郡の真田城に逃がれたといわれここに小田原の大森氏は滅びてしまいました。

二、大森氏と佛教

大森氏は代々仏教を信じ、またこれを保護しました。特に曹洞宗を信じ城を築くときっとそのそばに寺を建てました。曹洞宗というのは鎌倉時代に宋の国（中国）から伝わった禅宗の一派で、鎌倉時代には、特に武士の間に信仰されました。大森氏の一族の中からは代々名高い坊さんが大ぜい出て、曹洞宗は、小田原にひろまりました。

七月の納税

固定資産税
都市計画税　第二期分
納期限は7月31日

市税は納期内に納めましょう